

企画競争実施の提案募集要項

令和8年5月7日

一般社団法人四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長 桑村 琢

次のとおり企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。

なお、本事業は観光庁令和8年度「広域連携観光促進事業」の補助金交付可否に応じて実施範囲が変更になる旨、留意願います。

1. 業務概要

(1) 委託事業名

令和8年度 訪日外国人旅行者の四国への誘客に向けた旅行商品造成促進事業

(2) 業務内容

別添「令和8年度 訪日外国人旅行者の四国への誘客に向けた旅行商品造成促進事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

(4) 契約限度額

7,465,540円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. 企画提案参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。

(2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 国又はいずれの地方公共団体においても競争入札参加資格を有さない者

ウ 四国の4県又は他の地方公共団体から競争入札参加者資格の指名停止等の措置を受けている者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者
- ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ケ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）成年被後見人又は被保佐人
 - （イ）破産者で復権を得ない者
 - （ウ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - （エ）暴力団の構成員等
- コ 選定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

3. 説明会の開催

説明会は開催しません。

4. 業務に係る質問の受付及び回答方法

（1）質問の受付について

委託業務に係る質問は、令和 8 年 5 月 14 日（木）17 時まで 13. 応募・照会先に記載のメールアドレス宛にメールで送付してください。

（2）質問の回答について

上記（1）の質問に対する回答は、当機構のホームページに掲載します。掲載は、令和 8 年 5 月 18 日（月）12 時を予定しています。

5. 企画提案への参加申込

（1）提出書類

- ① 参加申込書（様式第 1 号）
- ② 会社等の概要（様式第 2 号）

（2）提出方法

持参、郵送又は電子メール

※持参又は郵送の場合も電子データ（複写可。PDF 形式）を電子メールで送付すること。

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明、レターパックなどの配達状況の追跡が可能なものとする。

※電子メールは、電話により到達を確認すること。

（3）提出期限

令和 8 年 5 月 21 日（木）17 時 00 分まで【必着】

※持参の場合は 9：00～17：30、土・日曜日、祝日を除く。

（4）複数事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

- ① 幹事者を決定し「参加申込書（様式第 1 号）」は幹事者が提出すること。

② 共同提案者に全てに係る「会社等の概要（様式第2号）」を提出すること。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

別添の「令和8年度 訪日外国人旅行者の四国への誘客に向けた旅行商品造成促進事業委託業務仕様書」に従い提案内容を具体的に記載すること。なお、様式は（2）のとおり。

② 業務実績書（様式第3号）

③ 企画提案のポイント（様式第4号）

なお、①の企画提案書には業務の実施体制（責任者、運営スタッフの属性及びその配置数等）及び経費の見積書（単価や数量など具体的なものであること。）を添付すること。

(2) 企画提案書の様式

・ A4判

・ 両面20頁以内（表紙・目次を除く。実施体制、経費の見積書含む）

(3) 提出部数

6部

なお、「業務実績書（様式第3号）」の添付書類（契約書等の写し、地方公共団体の競争入札参加資格者登録名簿に登録されていることのわかる書類の写し等）については、1部のみの提出を可とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（併せて、電子データを電子メールでも送付すること）

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明、レターパックなどの配達状況の追跡が可能なものとする。

※電子メールは、電話により到達を確認すること。

(5) 提出期限

令和8年6月1日（月）17時00分まで【必着】

※持参の場合は9:00~17:30、土・日曜日、祝日を除く。

7. 契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

応募者から提出された企画提案書等の内容を「令和8年度 訪日外国人旅行者の四国への誘客に向けた旅行商品造成促進事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査のうえ、次のいずれにも該当しない者で、得点（審査委員会の各委員が、別紙審査基準に基づき採点した点数の合計）の最も高い応募者を随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）に、また、次に得点が高い者を次点候補者とします。

① 参加資格要件をすべて満たさない者

② 企画提案書の提案内容が仕様書の要件等に反している又は矛盾している場合

③ 経費見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1.（4）の契約限度額を

超えている場合

(2) 審査委員会

別途定める「令和8年度 訪日外国人旅行者の四国への誘客に向けた旅行商品造成促進事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

① 開催日時

令和8年6月8日(月) (予定)

日時の詳細については、企画提案書等の提出締切後に別途通知する。

② 開催場所

オンラインで実施(予定)

③ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分以内

審査委員からの質問 20分以内

④ 注意事項

ア 応募者は他の応募者の企画提案を傍聴することはできない。

イ 参加人数は、1応募者3名までとする。

ウ 提案内容の説明は、原則、本業務を実施する際の責任者が行うこと。

エ 審査委員会当日に新たな説明資料等を追加することはできない。

(3) 審査基準

審査は、審査基準の各項目について評価基準による5段階評価とし、審査委員会の委員5名が評価した結果の合計点を各企画提案者(応募者)の得点とする(評価項目等については別紙審査基準参照。)。なお、選定にあたっての下限の点数は、750点(総得点の60%)とし、この点数を満たす企画提案がない場合は、候補者なしとします。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、採否に関わらず、応募者全員に通知します。

8. 委託契約の締結手続き

- (1) 本委託業務の契約書は、一般社団法人四国ツーリズム創造機構(以下「機構」という。)で準備します。
- (2) 上記7.での随意契約の相手方となる候補者の選定後、候補者と機構は、当該企画提案の内容をもとに、具体的な業務内容や業務遂行にあつての条件等の調整(以下「交渉」という。)を行います。なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではないことに留意ください。
- (3) 上記(2)の交渉が整った場合に、契約締結の手続きに進みます。7日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、あらためて当機構と交渉を行うこととします。

9. 支払条件

事業終了後、委託業務報告書を提出し、当機構の検査を経て、受託者からの適切な支払請求書を受領した日から30日以内に、請求者の取引銀行口座へ契約金額を振

り込みます。

10. 日程（予定）

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年5月 7日（木） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質疑提出〆切 | 令和8年5月14日（木）17時 |
| (3) 企画提案への参加申込〆切 | 令和8年5月21日（木）17時 |
| (4) 企画提案書の提出〆切 | 令和8年6月 1日（月）17時 |
| (5) 審査委員会（プレゼンテーション） | 令和8年6月 8日（月） |
| ※プレゼンテーションはリモートでのオンライン形式を予定 | |
| (6) 企画提案書の審査結果の通知 | 令和8年6月中旬 |

11. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、応募者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 当機構の職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の応募者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

12. その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の機構との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出期限までに到着しなかった提案書は、いかなる理由をもっても選定されない。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (6) 提案書を選定した応募者及び提案書を選定しなかった応募者に対して、その旨を書面またはメールで通知する。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 提出された書類は、必要に応じて複写する。（審査使用に限る）
- (9) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (10) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として速やかに実施主体と契約を結ぶこととする。
- (11) 当公示にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

1 3. 応募・照会先

〒760-0019 香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー タワー棟 3階
一般社団法人四国ツーリズム創造機構 担当：三好

TEL：087-813-0433

Mail：Inbound@shikoku-tourism.com

企画提案書の審査基準

企画提案書は、次に掲げる事項により評価・選定し、選定された提案書の応募者を契約の相手方として選定します。

1. 評価項目と評価基準

(1) 企画提案コンセプトの妥当性【30点】

- ・企画提案書のコンセプトは、本事業の趣旨および四国の観光資源（AT・サステナブル等）を十分に理解しており、明確かつ妥当か。

(2) 具体的な事業内容の妥当性【120点】

- ・対象市場及び属性に対して送客力の高い旅行会社等を招請予定か。（20点）
- ・FAM ツアーは2県のバランスに配慮した行程となっているか。（10点）
- ・FAM ツアーは定番・最新を織り交ぜつつ、AT 及びサステナブルなコンテンツを含め四国の魅力が訴求できるコース設計となっているか。（25点）
- ・商談会及び意見交換会は、会場選定から運営方法まで、マッチングの質を高める手法及び提案内容を確実に遂行できる体制を構築しているか。（35点）
- ・FAM ツアー及び商談会后、商品造成に至るまでのフォローアップが十分に行われるか。（20点）
- ・アンケート結果の分析結果を、今後の事業方針策定に活用できる設計になっているか。（10点）

(3) 目標値の妥当性【10点】

- ・招請人数や商品造成件数など、設定した目標値は妥当なものか。

(4) 業務遂行能力【80点】

- ・業務遂行に十分な実施体制をとっているか。また、無理のないスケジュールとなっているか。（20点）
- ・K P I 達成のために必要な手段を講じているか。（20点）
- ・K G I の達成可能性が十分に示されているか。特に、成果指標について十分な根拠が示されているか。（30点）
- ・十分な実績を有し、円滑な業務遂行が見込まれるか。（10点）

(5) 見積経費【10点】

- ・業務執行に妥当な金額であるか。

2. 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時・場所

日時 令和8年6月8日（月）（予定）

場所 オンラインで実施（予定）

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1参加者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分以内で設ける。

イ 審査委員会への参加は、1参加者あたり3名までとする。

ウ 順番は、企画提案書の受付順とし、別途案内する。

エ プレゼンテーションで使用できる資料は、予め提出した企画提案書の内容の

みとする。

3. 審査の方法

- (1) 別途定める『「令和8年度 訪日外国人旅行者の四国への誘客に向けた旅行商品造成促進事業委託業務」公募型プロポーザル審査委員会』において、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、審査基準に基づいて審査を行う。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。なお、選定にあたっての下限の点数は、750点（総得点1,250点の60%）とし、この点数を満たす企画提案がない場合は、候補者なしとする。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査委員会での協議のうえ、候補者と次点者を選定する。

以上